

各務原市緑化に関する指導要綱

(平成13年9月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市緑の条例（平成13年条例第11号）第11条に規定する緑化についての協議に係る緑化基準及び手続について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条に規定する面積をいう。
- (2) 緑化面積 地面及び屋上に植栽されている樹木及び地被植物の植栽面積又は樹冠面積の合計面積をいう。
- (3) 緑化面積率 敷地面積に対する緑化面積の割合をいう。
- (4) 樹冠面積 樹木の枝葉（徒長枝を除く。）の広がりである樹冠を地表に真上から投影した部分の面積をいう。
- (5) 接道部 敷地が道路と接している部分をいう。ただし、道路の幅員が4メートル未満の場合は、道路の中心線から2メートル敷地にさがった部分をいう。
- (6) 接道部緑化延長 接道部分の樹木等の延長をいう。この場合において、敷地が接している道路から樹木を目視した場合にあって、奥行きが原則5メートル以内の範囲に樹木が見えるときは、その樹木の枝張りの長さを接道部緑化延長に加えることができる。
- (7) 敷地接道延長 敷地が道路に接する部分の延長をいう。
- (8) 接道緑化率 敷地接道延長に対する接道部緑化延長の割合をいう。
- (9) 地被植物 芝、リュウノヒゲ、アイビー、シダ等の植物をいう。
- (10) ツル性植物 ツタ類、カズラ類等の木本性ツル植物をいう。
- (11) 壁面緑化 建築物及び工作物の外壁部分をツル性植物等で緑化することをいう。
- (12) 植栽時の高さが3メートル以上の樹木（以下「高木」という。）
- (13) 植栽時の高さが1.5メートル以上かつ3メートル未満の樹木（以下「中木」という。）
- (14) 植栽時の高さが1.5メートル未満の樹木（以下「低木」という。）

(15) 生け垣 高さが1メートル以上1.5メートル未満の樹木を1メートル当たり3本以上植栽し、延長が3メートル以上となるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、各務原市緑の条例施行規則（平成13年規則第21号）第8条に規定する規模の建築行為（更地に新たに建築物を建設する場合に限る。）に適用する。

(緑化基準)

第4条 前条の建築行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、次の表に掲げる緑化面積率及び接道緑化率を確保するものとする。

緑化面積率	接道緑化率
1／10	4／10

2 前項の規定にかかわらず、接道緑化率5／10以上を確保したときは、次の表に掲げる緑化基準とすることができる。

緑化面積率	接道緑化率
0.5／10以上	5／10以上

3 第1項の規定にかかわらず、1,000平方メートル以上の敷地面積においては、次の表に掲げる緑化面積率及び接道緑化率を確保するものとする。

緑化面積率	接道緑化率
1／10	5／10

4 前3項の規定にかかわらず、敷地の用途、形状、その他の事情により緑化が困難と市長が認める場合は、この限りでない。

5 地面に植栽することが困難と市長が認める場合にあっては、可動式植栽基盤（プランター等の植栽容器をいう。）を用いて緑化することができる。

(緑化面積及び接道部緑化延長の算出方法)

第5条 緑化面積及び接道部緑化延長は、次の表に掲げる算出方法により算出するものとする。

区 分	緑化面積の算出方法	接道部緑化延長の算出方法
独立している樹木	樹冠の投影面積	樹木の枝張りの長さ。この場合において、枝張りの長さは、高木は2.5メートル、中木は1.5メートル、低木は0.45メートルとして算定し、これを上回るときは、実延長で算定する。

複数の樹木の樹冠が接している場合、又は一団の樹林地となっている場合	外側に植栽された各樹冠を直線によって結んだ線によって囲まれた面積	樹冠の投影延長
生け垣	生け垣の幅に長さを乗じた土地の面積。この場合において、生け垣の幅を0.4メートルとして算定することができる。	生け垣の延長
地被植物	表面を被覆した面積	道路と平行に測定した延長
壁面緑化		壁面の延長

- 2 前項の規定にかかわらず、緑化面積又は接道部緑化延長の算定方法について検討を要する場合は、市長と個別に協議するものとする。

(緑化計画協議書の提出)

第6条 事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項に規定する計画の通知（以下「計画通知」という。）をしようとする日の14日前までに、緑化計画協議書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により、確認申請又は計画通知をする日までに緑化計画協議書を提出できないときは、緑化工事に着手する日の14日前までに提出するものとする。

- 2 前項の緑化計画協議書には、案内図、緑化計画平面図（植栽面積、緑化延長、樹高等を記入したもの）及び植栽樹木一覧表（様式第2号）を添付するものとする。

(緑化計画回答書の送付)

第7条 市長は、前条第1項の緑化計画協議書が提出されたときは、速やかにその内容が第4条に規定する緑化基準に適合していることを確認し、その結果を緑化計画回答書（様式第3号）にて事業者に回答するものとする。

- 2 事業者は、確認申請又は計画通知をするときに、前項の緑化計画回答書の写しを市長へ提出するものとする。

(完了報告書の提出)

第8条 事業者は、緑化が完了したときは、速やかに緑化完了報告書（様式第4号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の緑化完了報告書には緑化が完了したときの写真を添付するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行し、平成14年1月1日以後に確認申請又は計画通知をしようとするものに係る協議から適用する。

附 則（平成20年3月26日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市緑化に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に緑化計画協議書を提出する者から適用し、同日前に緑化計画協議書を提出した者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市緑化に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に緑化計画協議書を提出する者から適用し、同日前に緑化計画協議書を提出した者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市緑化に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に緑化計画協議書を提出する者から適用し、同日前に緑化計画協議書を提出した者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月13日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日決裁）抄

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。